



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 規 則	所管課(室)名
○長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する 条例施行規則等の一部を改正する規則	長 寿 社 会 課
○長崎県港湾整備事業財産管理基金管理規則	港 湾 課

## 規 則

長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則  
をここに公布する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

### 長崎県規則第36号の2

長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する  
規則

(長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長崎県  
規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(運営規程) 第9条 条例第30条の規則で定める重要事項は、次に掲げる ものとする。 (1)～(6) 略 (7) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (8) 略 (衛生管理等) 第9条の2 条例第33条第3項の規則で定める措置は、次に 掲げるものとする。 (1) <u>当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びま            ん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話            装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」            という。)を活用して行うことができるものとする。)を            おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果に            ついて、訪問介護員等に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びま            ん延の防止のための指針を整備すること。</u> (3) <u>当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対            し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓            練を定期的実施すること。</u> (虐待の防止) 第9条の3 条例第40条の2の規則で定める措置は、次に掲	(運営規程) 第9条 条例第30条の規則で定める重要事項は、次に掲げる ものとする。 (1)～(6) 略 (7) 略

げるものとする。

(1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(運営規程)

第17条 条例第57条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(7) 略

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) 略

(運営規程)

第24条 条例第77条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(6) 略

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) 略

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第27条 条例第85条に規定する規則で定める指定訪問リハビリテーションの方針は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（条例第86条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は条例第141条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

(運営規程)

第28条 条例第87条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(5) 略

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) 略

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第32条 略

2 条例第95条に規定する規則で定める薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) 略

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認め

(運営規程)

第17条 条例第57条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(7) 略

(8) 略

(運営規程)

第24条 条例第77条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(6) 略

(7) 略

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第27条 条例第85条に規定する規則で定める指定訪問リハビリテーションの方針は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（条例第86条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は条例第141条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

(運営規程)

第28条 条例第87条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(5) 略

(6) 略

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第32条 略

2 条例第95条に規定する規則で定める薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) 略

る場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。

(5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

(7) 略

3 条例第95条に規定する規則で定める歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるものとする。

(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。

(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。

(4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。

(運営規程)

第33条 条例第96条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(5) 略

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) 略

(運営規程)

第40条 条例第107条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(9) 略

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 略

(衛生管理等)

第40条の2 条例第111条第2項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(運営規程)

第55条 条例第143条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(8) 略

(4) 略

(運営規程)

第33条 条例第96条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(5) 略

(6) 略

(運営規程)

第40条 条例第107条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(9) 略

(10) 略

(運営規程)

第55条 条例第143条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(8) 略

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) 略

(衛生管理等)

第55条の2 条例第144条第2項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(運営規程)

第61条 条例第164条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1)~(8) 略

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) 略

(ユニット型指定短期入所生活介護に係る設備及び備品等の基準)

第65条 略

2 略

3 条例第171条第6項に規定する規則に定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれに定める基準を満たしていること。

ア 居室 次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 略

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員(当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第69条において同じ。)の数の上限をいう。)は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

(エ) 略

イ及びウ 略

(2) 略

(9) 略

(運営規程)

第61条 条例第164条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1)~(8) 略

(9) 略

(ユニット型指定短期入所生活介護に係る設備及び備品等の基準)

第65条 略

2 略

3 条例第171条第6項に規定する規則に定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれに定める基準を満たしていること。

ア 居室 次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 略

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員(当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第69条において同じ。)の数の上限をいう。)は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。また、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。

(エ) 略

イ及びウ 略

(2) 略

(ユニット型指定短期入所生活介護に係る運営規程)  
 第67条 条例第178条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。  
 (1)～(9) 略  
(10) 虐待の防止のための措置に関する事項  
(11) 略  
 (運営規程)  
 第78条 条例第201条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。  
 (1)～(6) 略  
(7) 虐待の防止のための措置に関する事項  
(8) 略  
 (ユニット型指定短期入所療養介護に係る運営規程)  
 第84条 条例第213条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。  
 (1)～(6) 略  
(7) 虐待の防止のための措置に関する事項  
(8) 略  
 (身体的拘束等の適正化)  
 第90条の2 条例第226条第6項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。  
 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。  
 (2)及び(3) 略  
 (運営規程)  
 第91条 条例第232条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。  
 (1)～(8) 略  
(9) 虐待の防止のための措置に関する事項  
(10) 略  
 (外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る運営規程)  
 第96条 条例第245条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。  
 (1)～(9) 略  
(10) 虐待の防止のための措置に関する事項  
(11) 略  
 (運営規程)  
 第103条 条例第257条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。  
 (1)～(5) 略  
(6) 虐待の防止のための措置に関する事項  
(7) 略  
(衛生管理等)  
 第103条の2 条例第260条第6項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。  
 (1) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。  
 (2) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。  
 (3) 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(ユニット型指定短期入所生活介護に係る運営規程)  
 第67条 条例第178条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。  
 (1)～(9) 略  
(10) 略  
 (運営規程)  
 第78条 条例第201条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。  
 (1)～(6) 略  
(7) 略  
 (ユニット型指定短期入所療養介護に係る運営規程)  
 第84条 条例第213条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。  
 (1)～(6) 略  
(7) 略  
 (身体的拘束等の適正化)  
 第90条の2 条例第226条第6項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。  
 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。  
 (2)及び(3) 略  
 (運営規程)  
 第91条 条例第232条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。  
 (1)～(8) 略  
(9) 略  
 (外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る運営規程)  
 第96条 条例第245条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。  
 (1)～(9) 略  
(10) 略  
 (運営規程)  
 第103条 条例第257条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。  
 (1)～(5) 略  
(6) 略

(長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（平成25年長崎県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(運営規程) 第17条 条例第55条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。 (1)～(7) 略 <u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> (9) 略 (衛生管理等) 第17条の2 条例第55条の3第3項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。 (1) <u>当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u> (3) <u>当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u> (虐待の防止) 第17条の3 条例第55条の10の2の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。 (1) <u>当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u> (3) <u>当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u> (4) <u>前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>	<p>(運営規程) 第17条 条例第55条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。 (1)～(7) 略  (8) 略</p>
<p>(運営規程) 第24条 条例第73条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。 (1)～(6) 略 (7) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (8) 略</p>	<p>(運営規程) 第24条 条例第73条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。 (1)～(6) 略  (7) 略</p>
<p>(運営規程) 第28条 条例第83条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。 (1)～(5) 略 (6) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (7) 略 (指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p>	<p>(運営規程) 第28条 条例第83条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。 (1)～(5) 略  (6) 略 (指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p>
<p>第31条 条例第87条に規定する規則で定める指定介護予防訪</p>	<p>第31条 条例第87条に規定する規則で定める指定介護予防訪</p>

問りハビリテーションの方針は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

(2)～(13) 略

2 略

(運営規程)

第33条 条例第92条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(5) 略

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) 略

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第36条 略

2 条例第96条に規定する規則で定める薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) 略

(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

(5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

(7) 略

3 条例第96条に規定する規則で定める歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるものとする。

(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資する

問りハビリテーションの方針は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

(2)～(13) 略

2 略

(運営規程)

第33条 条例第92条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(5) 略

(6) 略

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第36条 略

2 条例第96条に規定する規則で定める薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) 略

(4) 略

よう、妥当適切に行うものとする。

(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。

(4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

(運営規程)

第49条 条例第121条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(8) 略

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) 略

(衛生管理等)

第49条の2 条例第122条第2項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(運営規程)

第58条 条例第139条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(8) 略

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) 略

(衛生管理等)

第59条の2 条例第140条の2第2項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第64条 条例第154条第6項に規定する規則で定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれに

(運営規程)

第49条 条例第121条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(8) 略

(9) 略

(運営規程)

第58条 条例第139条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(8) 略

(9) 略

第64条 条例第154条第6項に規定する規則で定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれに



定める基準を満たしていること。

ア 居室 次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 略

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第68条において同じ。）の数の上限をいう。以下この条において同じ。）は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 利用者一人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

(エ) 略

イ及びウ 略

(2) 略

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護に係る運営規程)

第66条 条例第157条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(9) 略

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 略

(運営規程)

第76条 条例第179条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(6) 略

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) 略

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護に係る運営規程)

第84条 条例第194条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(6) 略

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) 略

(身体的拘束等の適正化)

第90条の2 条例第212条第3項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)及び(3) 略

(運営規程)

第91条 条例第213条の規則で定める重要事項は、次に掲げ

定める基準を満たしていること。

ア 居室 次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 略

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第68条において同じ。）の数の上限をいう。以下この条において同じ。）は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 利用者一人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。また、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。

(エ) 略

イ及びウ 略

(2) 略

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護に係る運営規程)

第66条 条例第157条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(9) 略

(10) 略

(運営規程)

第76条 条例第179条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(6) 略

(7) 略

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護に係る運営規程)

第84条 条例第194条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(6) 略

(7) 略

(身体的拘束等の適正化)

第90条の2 条例第212条第3項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)及び(3) 略

(運営規程)

第91条 条例第213条の規則で定める重要事項は、次に掲げ

<p>るものとする。                  (1)～(8) 略                  (9) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u>                  (10) 略                  (外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る運営規程)                  第97条 条例第232条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。                  (1)～(9) 略                  (10) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u>                  (11) 略                  (運営規程)                  第103条 条例第243条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。                  (1)～(5) 略                  (6) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u>                  (7) 略                  (衛生管理等)                  第103条の2 条例第246条第6項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。                  (1) <u>当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。</u>                  (2) <u>当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u>                  (3) <u>当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p>	<p>るものとする。                  (1)～(8) 略                  (9) 略                  (外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る運営規程)                  第97条 条例第232条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。                  (1)～(9) 略                  (10) 略                  (運営規程)                  第103条 条例第243条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。                  (1)～(5) 略                  (6) 略</p>
--	---

(長崎県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 長崎県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長崎県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(運営規程)                  第3条 条例第8条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。                  (1)～(6) 略                  (7) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u>                  (8) 略                  (職員の基準)                  第6条 略                  2～11 略                  12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士及び調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、当該職員に相当するサテライト型養護老人ホームの職員を置かないことができる。                  (1) 養護老人ホーム <u>生活相談員、</u>栄養士又は調理員、事務員その他の職員                  (2)～(5) 略                  (身体的拘束等の適正化)</p>	<p>(運営規程)                  第3条 条例第8条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。                  (1)～(6) 略                  (7) 略                  (職員の基準)                  第6条 略                  2～11 略                  12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士及び調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、当該職員に相当するサテライト型養護老人ホームの職員を置かないことができる。                  (1) 養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の職員                  (2)～(5) 略                  (身体的拘束等の適正化)</p>

第7条 条例第17条第6項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)及び(3) 略  
(衛生管理等)

第9条 条例第25条第2項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) 略

(3) 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(4) 略  
(事故発生の防止及び発生時の対応)

第10条 条例第30条第1項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。  
(虐待の防止)

第10条の2 条例第30条の2の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第7条 条例第17条第6項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)及び(3) 略  
(衛生管理等)

第9条 条例第25条第2項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) 略

(3) 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 略  
(事故発生の防止及び発生時の対応)

第10条 条例第30条第1項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 事故発生の防止のための委員会及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。

（長崎県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正）

第4条 長崎県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長崎県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（従業者の基準）</p> <p>第3条 条例第5条第2項に規定する規則で定める指定介護老人福祉施設の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上</p> <p>(5)及び(6) 略</p>	<p>（従業者の基準）</p> <p>第3条 条例第5条第2項に規定する規則で定める指定介護老人福祉施設の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 栄養士 1以上</p> <p>(5)及び(6) 略</p>

2及び3 略

4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

5～9 略

10 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数、サテライト型居住施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。）の本体施設（同項に規定する本体施設をいう。）である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

（身体的拘束等の適正化）

第7条 条例第16条第6項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)及び(3) 略

（運営規程）

第11条 条例第30条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(7) 略

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) 略

（衛生管理等）

第12条 条例第34条第2項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 略

(3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

2及び3 略

4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第19条の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定地域密着型サービス基準第167条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

5～9 略

10 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数、サテライト型居住施設（指定地域密着型サービス基準第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。）の本体施設（同項に規定する本体施設をいう。）である指定介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

（身体的拘束等の適正化）

第7条 条例第16条第6項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)及び(3) 略

（運営規程）

第11条 条例第30条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(7) 略

(8) 略

（衛生管理等）

第12条 条例第34条第2項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 略

(3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、基準省令第27条第2項第4号の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。  
 (事故発生の防止及び発生時の対応)

第13条 条例第42条第1項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。  
 (1)及び(2) 略  
 (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。  
 (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。  
 (虐待の防止)

第13条の2 条例第42条の2の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。  
 (1) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従事者に周知徹底を図ること。  
 (2) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。  
 (3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。  
 (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を置くこと。  
 (設備の基準)

第15条 条例第47条第2項に規定する規則で定めるユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。  
 (1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれに定める基準を満たしていること。  
 ア 居室 次に掲げる基準を満たしていること。  
 (ア) 略  
 (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。  
 (ウ) 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上を標準とすること。

(エ) 略  
 イ～エ 略  
 (2)～(4) 略

2 略  
 (身体的拘束等の適正化)

第17条 条例第49条第8項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。  
 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものと

(4) 前3号に掲げるもののほか、基準省令第27条第2項第4号の厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。  
 (事故発生の防止及び発生時の対応)

第13条 条例第42条第1項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。  
 (1)及び(2) 略  
 (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(設備の基準)

第15条 条例第47条第2項に規定する規則で定めるユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。  
 (1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれに定める基準を満たしていること。  
 ア 居室 次に掲げる基準を満たしていること。  
 (ア) 略  
 (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。  
 a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上を標準とすること。  
 b ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(エ) 略  
 イ～エ 略  
 (2)～(4) 略

2 略  
 (身体的拘束等の適正化)

第17条 条例第49条第8項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。  
 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、

<p>する。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)及び(3) 略 (運営規程)</p> <p>第18条 条例第53条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(10) 略</p>	<p>介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)及び(3) 略 (運営規程)</p> <p>第18条 条例第53条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 略</p>
--	---

(長崎県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 長崎県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長崎県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(従業者の基準)</p> <p>第3条 条例第4条第2項に規定する規則で定める介護老人保健施設の従業員の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 入所定員100以上の介護老人保健施設にあっては、1以上</p> <p>(6)及び(7) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。</p> <p>5 略</p> <p>6 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は介護支援専門員</p> <p>(2) 介護医療院 <u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は介護支援専門員</p> <p>(3) 病院 <u>栄養士若しくは管理栄養士</u>（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</p> <p>7 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。</p>	<p>(従業者の基準)</p> <p>第3条 条例第4条第2項に規定する規則で定める介護老人保健施設の従業員の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 栄養士 入所定員100以上の介護老人保健施設にあっては、1以上</p> <p>(6)及び(7) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、<u>介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の介護職員を除き</u>、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。</p> <p>5 略</p> <p>6 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、<u>栄養士</u>又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、<u>栄養士</u>又は介護支援専門員</p> <p>(2) 介護医療院 <u>栄養士</u>又は介護支援専門員</p> <p>(3) 病院 <u>栄養士</u>（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</p> <p>7 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、<u>栄養士</u>又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。</p>

(1) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士若しくは管理栄養士 併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士若しくは管理栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 略  
(身体的拘束等の適正化)

第8条 条例第16条第6項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)及び(3) 略  
(運営規程)

第13条 条例第29条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(6) 略

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) 略  
(衛生管理等)

第14条 条例第33条第2項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 略

(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(4) 略  
(事故発生の防止及び発生時の対応)

第15条 条例第40条第1項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。  
(虐待の防止)

第15条の2 条例第40条の2の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施す

(1) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士 併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 略  
(身体的拘束等の適正化)

第8条 条例第16条第6項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)及び(3) 略  
(運営規程)

第13条 条例第29条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(6) 略

(7) 略  
(衛生管理等)

第14条 条例第33条第2項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 略

(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 略  
(事故発生の防止及び発生時の対応)

第15条 条例第40条第1項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

ること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(身体的拘束等の適正化)

第19条 条例第47条第8項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)及び(3) 略  
(運営規程)

第20条 条例第51条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(7) 略

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) 略

附 則

1～5 略

6 一般病床、精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第4条第1項第2号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。

7 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設を除く。)を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第4条第1項第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)及び(2) 略

8 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては、第5条第3項第1号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。)で造られている建築物にあっては100平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

9 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第5条第3項第4号ア及び第17条第3項第4号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル(中廊下にあつては、1.6メートル)以上とする。

10～12 略

(身体的拘束等の適正化)

第19条 条例第47条第8項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)及び(3) 略  
(運営規程)

第20条 条例第51条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(7) 略

(8) 略

附 則

1～5 略

6 一般病床、精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第4条第1項第2号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。

7 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設を除く。)を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第4条第1項第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)及び(2) 略

8 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては、第5条第3項第1号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。)で造られている建築物にあっては100平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

9 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第5条第3項第4号ア及び第17条第3項第4号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル(中廊下にあつては、1.6メートル)以上とする。

10～12 略



(長崎県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 長崎県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長崎県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(従業者の基準)</p> <p>第3条 条例第4条第4項に規定する規則で定める指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院であるものに限る。）の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>医師及び薬剤師</u> それぞれ医療法（昭和23年法律第205号）に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 療養病床が100以上の指定介護療養型医療施設にあっては、<u>1以上</u></p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第4条第4項に規定する規則で定める指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）に置くべき従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>医師及び薬剤師</u> それぞれ医療法上必要とされる数以上</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床が100以上の指定介護療養型医療施設にあっては、<u>1以上</u></p> <p>(7) 略</p> <p>4及び5 略</p> <p>6 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、<u>第1項第6号及び第3項第7号</u>の規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数の合計数が100又はその端数を増すごとに1とする。</p> <p>7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>8 <u>第1項第6号、第3項第7号</u>及び第6項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。</p> <p>9及び10 略</p> <p>(身体的拘束等の適正化)</p> <p>第9条 条例第17条第6項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ</p>	<p>(従業者の基準)</p> <p>第3条 条例第4条第4項に規定する規則で定める指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院であるものに限る。）の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>医師、薬剤師及び栄養士</u> それぞれ医療法（昭和23年法律第205号）に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第4条第4項に規定する規則で定める指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）に置くべき従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>医師、薬剤師及び栄養士</u> それぞれ医療法上必要とされる数以上</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>4及び5 略</p> <p>6 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、<u>第1項第5号及び第3項第6号</u>の規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数の合計数が100又はその端数を増すごとに1とする。</p> <p>7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、<u>指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の介護職員を除き</u>、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>8 <u>第1項第5号、第3項第6号</u>及び第6項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。</p> <p>9及び10 略</p> <p>(身体的拘束等の適正化)</p> <p>第9条 条例第17条第6項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、</p>

電話装置等』という。)を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)及び(3) 略

(運営規程)

第14条 条例第28条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(6) 略

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) 略

(衛生管理等)

第15条 条例第32条第2項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 略

(3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(4) 略

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第16条 条例第39条第1項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(虐待の防止)

第16条の2 条例第39条第2項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(構造設備)

第18条 条例第44条第2項に規定する規則で定めるユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する病院に限る。以下この条において同じ。)のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれに定める基準を満たしていること。

ア 病室 次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 略

介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)及び(3) 略

(運営規程)

第14条 条例第28条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(6) 略

(7) 略

(衛生管理等)

第15条 条例第32条第2項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 略

(3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 略

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第16条 条例第39条第1項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(構造設備)

第18条 条例第44条第2項に規定する規則で定めるユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する病院に限る。以下この条において同じ。)のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれに定める基準を満たしていること。

ア 病室 次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 略

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

(エ) 略

イ～エ 略

(2)～(4) 略

2及び3 略

第19条 条例第45条第2項に規定する規則で定めるユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。以下この条において同じ。）のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれに定める基準を満たしていること。

ア 病室 次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 略

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

(エ) 略

イ～エ 略

(2)～(4) 略

2及び3 略

第20条 条例第46条第2項に規定する規則で定めるユニット型指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。以下この条において同じ。）のユニット、廊下、生活機能回復訓練室及び浴室の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれに定める基準を満たしていること。

ア 病室 次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 略

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上を標準とすること。

b ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(エ) 略

イ～エ 略

(2)～(4) 略

2及び3 略

第19条 条例第45条第2項に規定する規則で定めるユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。以下この条において同じ。）のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれに定める基準を満たしていること。

ア 病室 次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 略

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上を標準とすること。

b ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(エ) 略

イ～エ 略

(2)～(4) 略

2及び3 略

第20条 条例第46条第2項に規定する規則で定めるユニット型指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。以下この条において同じ。）のユニット、廊下、生活機能回復訓練室及び浴室の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれに定める基準を満たしていること。

ア 病室 次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 略

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、

原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

(エ) 略  
イ～エ 略  
(2)～(4) 略

2 略  
(身体的拘束等の適正化)

第22条 条例第48条第8項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)及び(3) 略  
(運営規程)

第23条 条例第52条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(7) 略  
(8) 虐待の防止のための措置に関する事項  
(9) 略  
附 則  
1～8 略

9 療養病床を有する病院(平成24年3月31日において、医療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設については、令和6年3月31日までの間は、第3条第1項第2号中「6」とあるのは「8」と、同項第3号中「6」とあるのは「4」とする。

10 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(平成24年3月31日において、医療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設の従業者の員数の基準は、令和6年3月31日までの間は、第3条第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医師及び薬剤師 それぞれ医療法上必要とされる数以上  
(2)～(5) 略  
(6) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあっては、1以上  
(7) 略

11 療養病床を有する病院(平成24年3月31日において、医療法施行規則第51条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、令和6年3月31日までの間は、第4条第3号及び第17条第1項第2号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。

12 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(平成24年3月

おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、20.3平方メートル以上を標準とすること。

b ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(エ) 略  
イ～エ 略  
(2)～(4) 略

2 略  
(身体的拘束等の適正化)

第22条 条例第48条第8項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)及び(3) 略  
(運営規程)

第23条 条例第52条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(7) 略  
(8) 略  
附 則  
1～8 略

9 療養病床を有する病院(平成24年3月31日において、医療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設については、平成36年3月31日までの間は、第3条第1項第2号中「6」とあるのは「8」と、同項第3号中「6」とあるのは「4」とする。

10 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(平成24年3月31日において、医療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設の従業者の員数の基準は、平成36年3月31日までの間は、第3条第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上  
(2)～(5) 略  
(6) 略

11 療養病床を有する病院(平成24年3月31日において、医療法施行規則第51条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成36年3月31日までの間は、第4条第3号及び第17条第1項第2号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。

12 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(平成24年3月

<p>31日において、医療法施行規則第51条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、令和6年3月31日までの間は、第6条第4号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル(医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあっては、2.1メートル)」とあるのは「1.6メートル」とする。</p> <p>13～19 略</p>	<p>31日において、医療法施行規則第51条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成36年3月31日までの間は、第6条第4号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル(医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあっては、2.1メートル)」とあるのは「1.6メートル」とする。</p> <p>13～19 略</p>
---	--

(長崎県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 長崎県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長崎県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p><u>第3条 削除</u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第4条 条例第8条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(身体的拘束等の適正化)</p> <p>第8条 条例第16条第6項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「<u>テレビ電話装置等</u>」という。)を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第9条 条例第28条第2項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p> <p>(4) 略</p>	<p>(職員の専従)</p> <p>第3条 条例第7条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。)にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合</p> <p>(2) 特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合</p> <p>(3) 地域密着型特別養護老人ホーム(ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。)にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合</p> <p>(4) 地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合</p> <p>(運営規程)</p> <p>第4条 条例第8条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(身体的拘束等の適正化)</p> <p>第8条 条例第16条第6項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第9条 条例第28条第2項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(4) 略</p>

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第10条 条例第33条第1項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。  
(運営規程)

第11条 条例第36条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(8) 略

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) 略  
(設備の基準)

第12条 略

2 略

3 条例第37条第4項に規定する規則で定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれに定める基準を満たしていること。

ア 居室 次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 略

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 略

(エ) 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

(オ)～(ケ) 略

イ～エ 略

(2)～(4) 略

4 及び 5 略  
(身体的拘束等の適正化)

第13条 条例第38条第8項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)及び(3) 略  
(準用)

第15条 第5条、第9条及び第10条の規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて、準用する。この場合において、第5条中「第10条第2項」とあるのは「第44条において準用する条例第10条第2項」と、同条第3号中「第16条第5項」とあるのは「第38条第7項」と、同条第4号中「第31

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第10条 条例第33条第1項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

(運営規程)

第11条 条例第36条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(8) 略

(9) 略  
(設備の基準)

第12条 略

2 略

3 条例第37条第4項に規定する規則で定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれに定める基準を満たしていること。

ア 居室 次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 略

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 略

(エ) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上を標準とすること。

b ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(オ)～(ケ) 略

イ～エ 略

(2)～(4) 略

4 及び 5 略  
(身体的拘束等の適正化)

第13条 条例第38条第8項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)及び(3) 略  
(準用)

第15条 第3条、第5条、第9条及び第10条の規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて、準用する。この場合において、第3条中「第7条ただし書」とあるのは「第44条において準用する条例第7条ただし書」と、第5条中「第10条第2項」とあるのは「第44条において準用する条例第

条第2項」とあるのは「第44条において準用する条例第31条第2項」と、同条第5項中「第33条第3項」とあるのは「第44条において準用する条例第33条第3項」と、第9条中「第28条第2項」とあるのは「第44条において準用する条例第28条第2項」と、第10条中「第33条第1項」とあるのは「第44条において準用する条例第33条第1項」と読み替えるものとする。

(職員の基準)

第17条 略

2～8 略

9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 特別養護老人ホーム 生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

(2)～(5) 略

10～15 略

(準用)

第18条 第4条、第5条、第9条及び第10条の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第4条中「第8条」とあるのは「第50条において準用する条例第8条」と、第5条中「第10条第2項」とあるのは「第50条において準用する条例第10条第2項」と、同条第3号中「第16条第5項」とあるのは「第50条において準用する条例第16条第5項」と、同条第4号中「第31条第2項」とあるのは「第50条において準用する条例第31条第2項」と、同条第5号中「第33条第3項」とあるのは「第50条において準用する条例第33条第3項」と、第8条中「条例第28条第2項」とあるのは「第50条において準用する条例第28条第2項」と、第9条中「第33条第1項」とあるのは「第50条において準用する条例第33条第1項」と読み替えるものとする。

(設備の基準)

第19条 略

2 略

3 条例第52条第4項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれに定める基準を満たしていること。

ア 居室 次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 略

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 略

(エ) 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

10条第2項」と、同条第3号中「第16条第5項」とあるのは「第38条第7項」と、同条第4号中「第31条第2項」とあるのは「第44条において準用する条例第31条第2項」と、同条第5項中「第33条第3項」とあるのは「第44条において準用する条例第33条第3項」と、第9条中「第28条第2項」とあるのは「第44条において準用する条例第28条第2項」と、第10条中「第33条第1項」とあるのは「第44条において準用する条例第33条第1項」と読み替えるものとする。

(職員の基準)

第17条 略

2～8 略

9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 特別養護老人ホーム 栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

(2)～(5) 略

10～15 略

(準用)

第18条 第3条から第5条まで、第9条及び第10条の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第3条中「第7条ただし書」とあるのは「第50条において準用する条例第7条ただし書」と、第4条中「第8条」とあるのは「第50条において準用する条例第8条」と、第5条中「第10条第2項」とあるのは「第50条において準用する条例第10条第2項」と、同条第3号中「第16条第5項」とあるのは「第50条において準用する条例第16条第5項」と、同条第4号中「第31条第2項」とあるのは「第50条において準用する条例第31条第2項」と、同条第5号中「第33条第3項」とあるのは「第50条において準用する条例第33条第3項」と、第8条中「条例第28条第2項」とあるのは「第50条において準用する条例第28条第2項」と、第9条中「第33条第1項」とあるのは「第50条において準用する条例第33条第1項」と読み替えるものとする。

(設備の基準)

第19条 略

2 略

3 条例第52条第4項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれに定める基準を満たしていること。

ア 居室 次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 略

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 略

(エ) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル

(オ)～(ケ) 略

イ～エ 略

(2)～(4) 略

4～6 略

(準用)

第20条 第5条、第9条から第11条まで及び第14条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第5条中「第10条第2項」とあるのは「第54条において準用する条例第10条第2項」と、同条第3号中「第16条第5項」とあるのは「第54条において準用する条例第16条第5項」と、同条第4号中「第31条第2項」とあるのは「第54条において準用する条例第31条第2項」と、同条第5号中「第33条第3項」とあるのは「第54条において準用する条例第33条第3項」と、第9条中「第28条第2項」とあるのは「第54条において準用する条例第28条第2項」と、第10条中「第33条第1項」とあるのは「第54条において準用する条例第33条第1項」と、第11条中「第36条」とあるのは「第54条において準用する条例第36条」と、第14条中「第42条第2項」とあるのは「第54条において準用する条例第42条第2項」と読み替えるものとする。

附 則

1 及び 2 略

3 一般病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号の病床をいう。以下同じ。）、精神病床（同項第1号の病床であって、健康保険法の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び第5項において同じ。）又は療養病床（医療法第7条第2項第4号の病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第6条第3項第9号ア及び第16条第3項第9号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

4 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその

以上とすること。

b ユニットに属さない居室を改修したものについては、定員が1人の居室の場合にあつては10.65平方メートル以上とし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。これらの場合にあつては入居者相互の視線が遮断できれば、居室を隔てる壁と、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(オ)～(ケ) 略

イ～エ 略

(2)～(4) 略

4～6 略

(準用)

第20条 第3条、第5条、第9条から第11条まで及び第14条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第3条中「第7条ただし書」とあるのは「第54条において準用する条例第7条ただし書」と、第5条中「第10条第2項」とあるのは「第54条において準用する条例第10条第2項」と、同条第3号中「第16条第5項」とあるのは「第54条において準用する条例第16条第5項」と、同条第4号中「第31条第2項」とあるのは「第54条において準用する条例第31条第2項」と、同条第5号中「第33条第3項」とあるのは「第54条において準用する条例第33条第3項」と、第9条中「第28条第2項」とあるのは「第54条において準用する条例第28条第2項」と、第10条中「第33条第1項」とあるのは「第54条において準用する条例第33条第1項」と、第11条中「第36条」とあるのは「第54条において準用する条例第36条」と、第14条中「第42条第2項」とあるのは「第54条において準用する条例第42条第2項」と読み替えるものとする。

附 則

1 及び 2 略

3 一般病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号の病床をいう。以下同じ。）、精神病床（同項第1号の病床であって、健康保険法の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び第5項において同じ。）又は療養病床（医療法第7条第2項第4号の病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第6条第3項第9号ア及び第16条第3項第9号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

4 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその



<p>他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第6条第3項第9号ア及び第16条第3項第9号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。</p> <p>5 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を<u>令和6年3月31日までの間に転換</u>(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、第6条第5項第1号、第12条第5項第1号、第16条第5項第1号及び第19条第5項第1号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル(中廊下にあつては、1.6メートル)以上とする。</p> <p>6 略</p>	<p>他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第6条第3項第9号ア及び第16条第3項第9号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。</p> <p>5 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を<u>平成36年3月31日までの間に転換</u>(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、第6条第5項第1号、第12条第5項第1号、第16条第5項第1号及び第19条第5項第1号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル(中廊下にあつては、1.6メートル)以上とする。</p> <p>6 略</p>
---	--

(長崎県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 長崎県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長崎県規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(運営規程)</p> <p>第3条 条例第8条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p>(身体的拘束等の適正化)</p> <p>第10条 条例第18条第5項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「<u>テレビ電話装置等</u>」という。)を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第12条 条例第27条第2項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 略</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第3条 条例第8条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>(身体的拘束等の適正化)</p> <p>第10条 条例第18条第5項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第12条 条例第27条第2項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 略</p>

(3) 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(4) 略  
(事故発生の防止及び発生時の対応)

第13条 条例第34条第1項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。  
(虐待の防止)

第13条の2 条例第34条の2の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

1 略  
(軽費老人ホームA型の設備の基準)

2 条例附則第9項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1)～(3) 略

3 条例附則第11項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)～(4) 略  
(軽費老人ホームA型の職員の基準)

4 条例附則第13項に規定する規則で定める職員の員数及びその算定方法の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)～(8) 略

5～14 略  
(軽費老人ホームA型の利用料の受領)

15 条例附則第14項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1)～(5) 略  
(軽費老人ホームA型における生活相談員の業務)

16 条例附則第17項の規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

(1) 略

(2) 条例附則第18項において準用する条例第32条第2項の苦情の内容等の記録を行うこと。

(3) 条例附則第18項において準用する条例第34条第2項の事故の状況及び事故に際して講じた処置についての同条第3項の記録を行うこと。

17及び18 略  
(準用)

19 第3条、第4条、第7条、第8条、第11条及び第12条の規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合

(3) 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 略  
(事故発生の防止及び発生時の対応)

第13条 条例第34条第1項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

附 則

1 略  
(軽費老人ホームA型の設備の基準)

2 条例附則第8項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1)～(3) 略

3 条例附則第10項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)～(4) 略  
(軽費老人ホームA型の職員の基準)

4 条例附則第12項に規定する規則で定める職員の員数及びその算定方法の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)～(8) 略

5～14 略  
(軽費老人ホームA型の利用料の受領)

15 条例附則第13項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1)～(5) 略  
(軽費老人ホームA型における生活相談員の業務)

16 条例附則第16項の規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

(1) 略

(2) 条例附則第17項において準用する条例第32条第2項の苦情の内容等の記録を行うこと。

(3) 条例附則第17項において準用する条例第34条第2項の事故の状況及び事故に際して講じた処置についての同条第3項の記録を行うこと。

17及び18 略  
(準用)

19 第3条、第4条、第7条、第8条、第11条及び第12条の規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合

において、第3条中「第8条」とあるのは「附則第18項において準用する条例第8条」と、第4条中「第10条第2項」とあるのは「附則第18項において準用する条例第10条第2項」と、同条第3号中「第18条第4項」とあるのは「附則第18項において準用する条例第18条第4項」と、同条第4号中「第32条第2項」とあるのは「附則第18項において準用する条例第32条第2項」と、同条第5号中「第34条第2項」とあるのは「附則第18項において準用する条例第34条第2項」と、第7条中「第13条」とあるのは「附則第18項において準用する条例第13条」と、第8条中「第14条」とあるのは「附則第18項において準用する条例第14条」と、第12条中「第27条第2項」とあるのは「附則第18項において準用する条例第27条第2項」と、第13条中「第34条第1項」とあるのは「附則第18項において準用する条例第34条第1項」と読み替えるものとする。

において、第3条中「第8条」とあるのは「附則第17項において準用する条例第8条」と、第4条中「第10条第2項」とあるのは「附則第17項において準用する条例第10条第2項」と、同条第3号中「第18条第4項」とあるのは「附則第17項において準用する条例第18条第4項」と、同条第4号中「第32条第2項」とあるのは「附則第17項において準用する条例第32条第2項」と、同条第5号中「第34条第2項」とあるのは「第17項において準用する条例第34条第2項」と、第7条中「第13条」とあるのは「附則第17項において準用する条例第13条」と、第8条中「第14条」とあるのは「附則第17項において準用する条例第14条」と、第11条中「第27条第2項」とあるのは「附則第17項において準用する条例第27条第2項」と、第12条中「第34条第1項」とあるのは「附則第17項において準用する条例第34条第1項」と読み替えるものとする。

(長崎県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第9条 長崎県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（平成30年長崎県規則第22号の12）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(従業者の基準)</p> <p>第3条 条例第4条第2項に規定する規則で定める介護医療院の従業員の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 入所定員100以上の介護医療院にあっては、1以上</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。</p> <p>5及び6 略</p> <p>(身体的拘束等の適正化)</p> <p>第8条 条例第16条第6項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（<u>テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。</u>）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第13条 条例第29条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 条例第33条第2項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（<u>テレビ電</u></p>	<p>(従業者の基準)</p> <p>第3条 条例第4条第2項に規定する規則で定める介護医療院の従業員の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 栄養士 入所定員100以上の介護医療院にあっては、1以上</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、<u>介護医療院（ユニット型介護医療院を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。</u></p> <p>5及び6 略</p> <p>(身体的拘束等の適正化)</p> <p>第8条 条例第16条第6項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第13条 条例第29条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 条例第33条第2項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね</p>

話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 略

(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(4) 略

2 略

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第15条 条例第40条第1項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(虐待の防止)

第15条の2 条例第40条2の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(身体的拘束等の適正化)

第19条 条例第47条第8項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)及び(3) 略

(運営規程)

第20条 条例第51条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(7) 略

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) 略

附 則

1 略

(経過措置)

2 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供する

3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 略

(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 略

2 略

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第15条 条例第40条第1項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(身体的拘束等の適正化)

第19条 条例第47条第8項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)及び(3) 略

(運営規程)

第20条 条例第51条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(7) 略

(8) 略

附 則

1 略

(経過措置)

2 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供する

ことをいう。以下同じ。)を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第5条第3項第1号及び第17条第4項第1号の規定の適用については、第5条第3項第1号及び第17条第4項第1号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号に規定する不燃材料をいう。))で造られている建築物にあっては100平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

- 3 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第5条第3項第5号ア及び第17条第4項第5号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル(中廊下にあつては、1.6メートル)以上とする。
- 4 平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って介護老人保健施設(以下この項及び次項において「介護療養型老人保健施設」という。)を開設した場合であつて、令和6年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第5条第3項第1号及び第17条第4項第1号の規定の適用については、第5条第3項第1号及び第17条第4項第1号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。))で造られている建築物にあっては、100平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。
- 5 介護療養型老人保健施設を開設した場合であつて、令和6年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第5条第3項第5号ア及び第17条第4項第5号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル(中廊下にあつては、1.6メートル)以上とする。

ことをいう。以下同じ。)を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第5条第3項第1号及び第17条第4項第1号の規定の適用については、第5条第3項第1号及び第17条第4項第1号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号に規定する不燃材料をいう。))で造られている建築物にあっては100平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

- 3 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第5条第3項第5号ア及び第17条第4項第5号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル(中廊下にあつては、1.6メートル)以上とする。
- 4 平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って介護老人保健施設(以下この項及び次項において「介護療養型老人保健施設」という。)を開設した場合であつて、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第5条第3項第1号及び第17条第4項第1号の規定の適用については、第5条第3項第1号及び第17条第4項第1号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。))で造られている建築物にあっては、100平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。
- 5 介護療養型老人保健施設を開設した場合であつて、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第5条第3項第5号ア及び第17条第4項第5号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル(中廊下にあつては、1.6メートル)以上とする。

## 附 則

### (施行期日)

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。  
(虐待の防止に係る経過措置)
- この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(以下「新居宅サービス等基準条例施行規則」という。))第9条(新居宅サービス等基準条例施行規則第10条の3及び第13条において準用する場合を含む。))、第17条(新居宅サービス等基準条例施行規則第21条において準用する場合を含む。))、第24条、第28条、第33条、第40条(新居宅サービス等基準条例施行規則第44条及び第52条において準用する場合を含む。))、第55条、第61条(新居宅サービス等基準条例施行規則第70条の3及び第73条において準用する場合を含む。))、第67条、第78

条、第84条、第91条、第96条及び第103条（新居宅サービス等基準条例施行規則第107条及び第113条において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（以下「新介護予防サービス等基準条例施行規則」という。）第17条（新介護予防サービス等基準条例施行規則第22条において準用する場合を含む。）、第24条、第28条、第33条、第49条、第58条（新介護予防サービス等基準条例施行規則第72条において準用する場合を含む。）、第66条、第76条、第84条、第91条、第97条及び第103条（新介護予防サービス等基準条例施行規則第108条及び第113条において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の長崎県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「新養護老人ホーム基準条例施行規則」という。）第3条、第4条の規定による改正後の長崎県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則」という。）第11条及び第18条、第5条の規定による改正後の長崎県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（以下「新介護老人保健施設基準条例施行規則」という。）第13条及び第20条、第6条の規定による改正後の長崎県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「新介護療養型医療施設基準条例施行規則」という。）第14条及び第23条、第7条の規定による改正後の長崎県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「新特別養護老人ホーム基準条例施行規則」という。）第4条（新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第18条において準用する場合を含む。）及び第11条（新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第20条において準用する場合を含む。）、第8条の規定による改正後の長崎県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「新軽費老人ホーム基準条例施行規則」という。）第3条（新軽費老人ホーム基準条例施行規則附則第19条において準用する場合を含む。）並びに第9条の規定による改正後の長崎県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（以下「新介護医療院基準条例施行規則」という。）第13条及び第20条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

- 3 この規則の施行の日以降、当分の間、新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第15条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入所定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第3条第1項第3号ア及び第19条の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 4 前項の規定は、新居宅サービス等基準条例施行規則第65条第3項第1号ア(イ)、新介護予防サービス等基準条例施行規則第64条第1号ア(イ)、新介護療養型医療施設基準条例施行規則第18条第1項第1号ア(イ)、第19条第1項第1号ア(イ)及び第20条第1項第1号ア(イ)並びに新特別養護老人ホーム基準条例施行規則12条第3項第1号ア(イ)及び第19条第3項第1号ア(イ)の規定の適用について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、前項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

新居宅サービス等基準条例施行規則第65条第3項第1号ア(イ)	入所定員	利用定員
	新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第3条第1項第3号ア 第19条	新居宅サービス等基準条例施行規則第58条第3号 第68条
新介護予防サービス等基準条例施行規則第64条第1号ア(イ)	入所定員	利用定員
	新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第3条第1項第3号ア 第19条	新介護予防サービス等基準条例施行規則第54条第1項第3号 第67条
新介護療養型医療施設基準条例施行規則第18条第1項第1号ア(イ)、第19条第1項第1号ア(イ)及び第20条第1項第1号ア(イ)	入所定員	入院患者の定員
	新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第3条第1項第3号ア	新介護療養型医療施設基準条例施行規則第3条第1項第2号及び第3号、同条第2項第2号及び第3号、同条第3項第2号及び第3号、附則第2条並びに附則第10条第2号及び第3号

	第19条	第24条
新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第12条第3項第1号ア(イ)及び第19条第3項第1号ア(イ)	入所定員	入居定員
	新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第3条第1項第3号ア	新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第7条第1項第4号ア
	第19条	第14条（第20条において準用する場合を含む。）

5 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この項において「居室等」という。）であって、第1条の規定による改正前の長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第65条第3項第1号ア(ウ)（後段に係る部分に限る。）、第2条の規定による改正前の長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則第64条第1項第1号ア(ウ)（後段に係る部分に限る。）、第4条の規定による改正前の長崎県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第15条第1項第1号ア(ウ)、第6条の規定による改正前の長崎県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第18条第1項第1号ア(ウ)、第19条第1項第1号ア(ウ)及び第20条第1項第1号ア(ウ)並びに第7条の規定による改正前の長崎県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則第12条第3項第1号ア(エ)及び第19条第3項第1号ア(エ)の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

6 この規則の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、新養護老人ホーム基準条例施行規則第10条、新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第13条（新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第20条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例施行規則第15条（新介護老人保健施設基準条例施行規則第22条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設基準条例施行規則第16条（新介護療養型医療施設基準条例施行規則第25条において準用する場合を含む。）、新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第10条（新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第15条、第18条及び第20条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準条例施行規則第13条並びに新介護医療院基準条例施行規則第15条（新介護医療院基準条例施行規則第22条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げるものとする」とあるのは「次に掲げるものとし、次の第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、次の第4号に定める措置を講じよう努めなければならない」とする。

（介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

7 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、新養護老人ホーム基準条例施行規則第9条第1項第3号、新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第12条第1項第3号（新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第20条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例施行規則第14条第1項第3号（新介護老人保健施設基準条例施行規則第22条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設基準条例施行規則第15条第1項第3号（新介護療養型医療施設基準条例施行規則第25条において準用する場合を含む。）、新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第9条第1項第3号（新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第15条、第18条及び第20条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準条例施行規則第12条第1項第3号（新軽費老人ホーム基準条例施行規則附則第19条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例施行規則第14条第1項第3号（新介護医療院基準条例施行規則第22条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び介護医療院は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

長崎県港湾整備事業財産管理基金管理規則をここに公布する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

**長崎県規則第36号の3**

長崎県港湾整備事業財産管理基金管理規則

（趣旨）

第1条 長崎県港湾整備事業財産管理基金条例（令和3年長崎県条例第22号）第1条の長崎県港湾整備事業財産管理基金のうち土地及び建物（以下「土地等」という。）の管理に関しては、法令等に別段の定めのあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

（土地等の処分）

第2条 土地等は、知事が近傍類地の取引価格等を参考にして別に定めるところにより算定する価格をもって処分することができる。

2 知事は、随意契約により土地等の処分をしようとするときは公募により行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、知事が特に必要と認めるときは、別に定めるところにより処分することができる。

（土地等の使用許可又は貸付け）

第3条 土地等は、行政財産又は普通財産の取扱いの例により使用許可又は貸し付けることができる。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（備付帳簿）

第4条 知事は、財産管理台帳（様式第1号）を備えて、土地等の運用状況を明らかにしておくものとする。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）





